

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙、車両及び予定点検項目一覧表（以下「一覧表」という。）に定める自動車を対象に点検等を行うものである。

2 請負内容

- (1) 乙は、一覧表に定める車両配置場所ごとに甲と協議の上、車両ごとの業務履行計画を策定する。
- (2) 乙は、前項の計画及び甲又は甲の指定した職員の発行する発注書（以下「発注書」という。）に基づき、一覧表に定める車両配置場所より車両を取り、発注書に定める点検、検査等を実施の上、車両配置場所に返還するものとする。
ただし、甲及び乙が合意の上で、甲が乙の自動車分解整備事業場に車両を持込む場合には、当該事業場において返還してもよいものとする。
- (3) 発注書及び単価表における件名の内容は次のとおりとする。
 - ア 小型貨物自動車における 12 箇月点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号。以下「点検基準」という。）第 2 条第 3 項に規定する別表第 5 において、12 箇月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。
なお、12 箇月点検（単価）には、ブレーキの分解、清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤、ブレーキグリス、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイル代金を含むものとする。
 - イ 小型貨物自動車における 6 箇月点検とは、別表第 5 において、6 箇月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。
 - ウ 普通乗用自動車及び小型乗用自動車における 2 年点検とは、点検基準第 2 条第 5 号において規定する別表第 6 において、2 年ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。
なお、2 年点検（単価）には、ブレーキの分解、清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤、ブレーキグリス、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイル代金を含むものとする。
 - エ 普通乗用自動車及び小型乗用自動車における 1 年点検とは、別表第 6 において、1 年ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。
 - オ 保安確認とは、法第 62 条に定める継続検査のうち、法第 3 章に規定する保安基準に適合するか否かについて、法第 74 条の 2 に定める独立行政法人自動車技術総合機構において審査を受けること、又は法第 94 条の 2 に規定する指定自動車整備事業者における点検及び自動車検査員の証明を得ることをいう。
 - カ 検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は乙が自己の負担において用意するものとする。

- キ 各種部品（油類含む。）交換作業料金には、特に定めのない限り、使用済み部品（油類含む。）の処分費用を含むものとする。
- ク 部品交換等については、点検又は検査と別の時期に発注できるものとし、甲は車両陸送も含めて乙に依頼できるものとする。
- ケ LLC（ロングライフケーラント）交換には、ラジエーター液代金を含むものとする。
- コ 補機ベルトとは、パワーステアリングベルト、オルタネータベルト、エアコンベルト若しくは冷却ファンベルトとする。
- サ ATF（オートマチックトランスミッションフルード）交換には、ATF 代金を含むものとする。
- シ タイヤ装着については、装着したタイヤの空気圧調整を含むものとする。
- ス 発炎筒交換時は、6箇月以内に製造されたものを取り付けることとする。
- セ 登録変更代行（ナンバー変更等）については、甲が委任状等を用意するが、それ以外の変更登録手続に必要な一切の費用は乙の負担とする。
- ソ ETC（エレクトロニックトールコレクションシステム）に係る作業は、別の車両への付替え又は登録変更代行に伴う作業とする。
- タ その他
部品のうち、エンジンオイルについては、S N品質（API 規格）以上のものとする。
部品のうち、ワイパー・ブレードゴム、スノーワイパー・ブレード及びウインカーランプについては、汎用品も可とするが、純正品と同等の規格と品質を有しているものとする。
法定点検に伴う作業のうち、車両メーカー固有の診断機器又はプログラム制御を要する等の理由により、乙において実施することが困難な作業が生じた場合は、甲乙協議のうえ当該作業を本業務の対象外とし、甲が別途対応するものとする。

3 環境負荷低減に向けた取組

（1）環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

- ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
イ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

（2）環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- イ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- ウ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

4 その他

乙は、車両返還時、甲に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記載した書面を併せて提出すること。

組織改正等に伴い、一覧表に定める車両配置場所間の車両の移動、車両配置場所の庁舎名の変更及び移転があった場合でも、契約は継承する。

東北農政局宮城県内庁舎一覧表

番号	名称	住所	電話番号	契約者
1	東北農政局	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟	022-263-1111	支出負担行為担当官 東北農政局長
2	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所 宮城支所	〒989-6143 宮城県大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎3階	0229-24-1630	分任支出負担行為担当官 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所長
3	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所 旧迫川支所	〒987-0111 宮城県遠田郡涌谷町字柳町26-1(浅貞中央ビル 2階)	0229-25-8350	分任支出負担行為担当官 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所長
4	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所 角田支所	〒981-1505 宮城県角田市角田字中島下458 あぶくま川水系角田地区土地改良区2階	0224-86-5150	分任支出負担行為担当官 東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所長
5	東北農政局 土地改良技術事務所	〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町3-14-1	022-295-5544	分任支出負担行為担当官 東北農政局 土地改良技術事務所長
6	東北農政局 河南二期農業水利事業所	〒986-0832 宮城県石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎3階	0225-25-4588	分任支出負担行為担当官 東北農政局 河南二期農業水利事業所長

別紙

車両及び予定点検項目一覧表

車両及び予定点検項目一覧表

1

- ニッサンセレナ
トヨタヴェルファイア
(ハイブリッド)
日産タゴンクーン
(ハイブリッド)
ニッサンウイングロード
ニッサンADバン
ニッサンエクストレイル
ホンダCR-V
ホンダステップワゴン